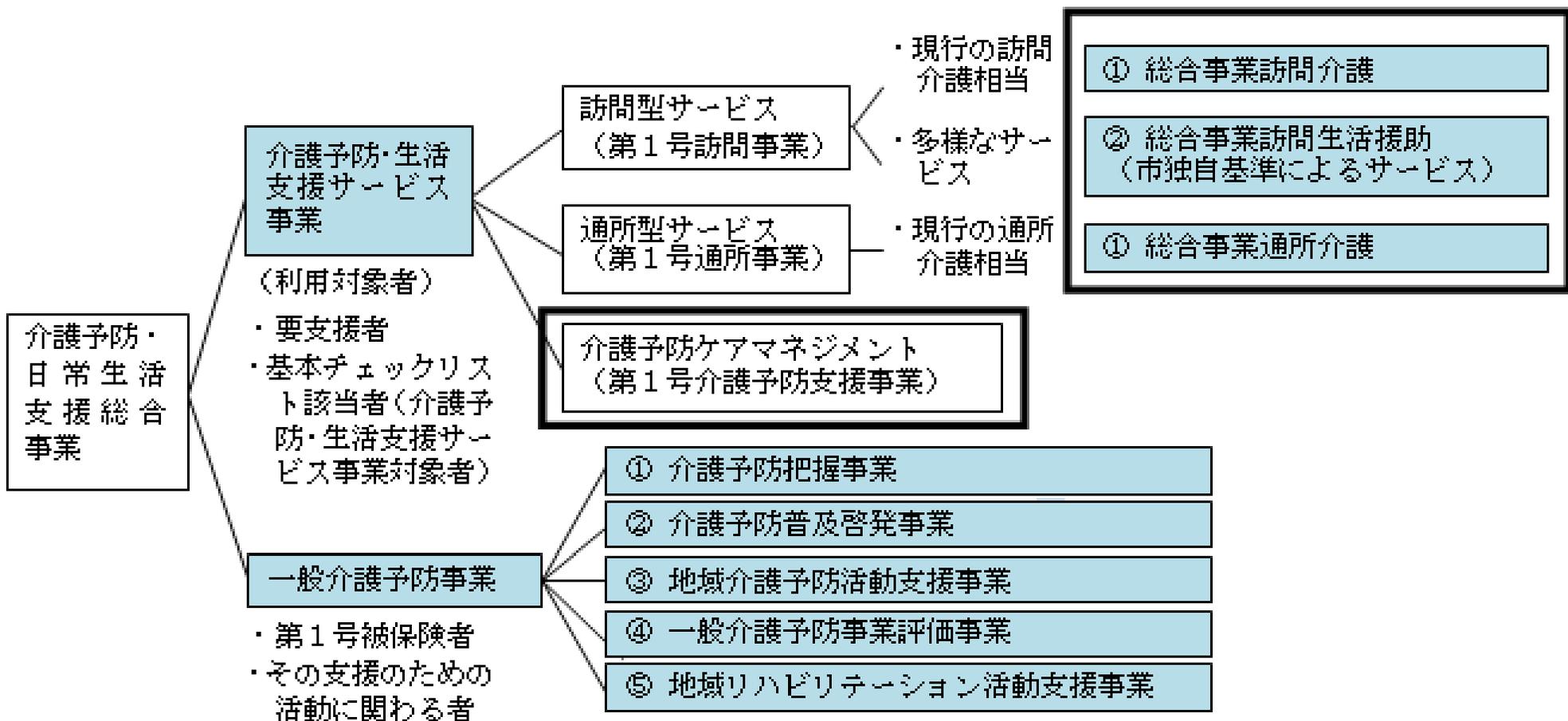


介護予防・日常生活支援総合事業について

平成29年5月20日
姫路市地域包括支援課
中川直彦

姫路市の総合事業（平成29年4月開始）



総合事業について特にお知らせしたいこと

(1) 介護予防訪問介護、介護予防通所介護から総合事業へ移行するタイミング

- ① 平成29年4月1日以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
- ② 平成29年4月1日以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判定された方

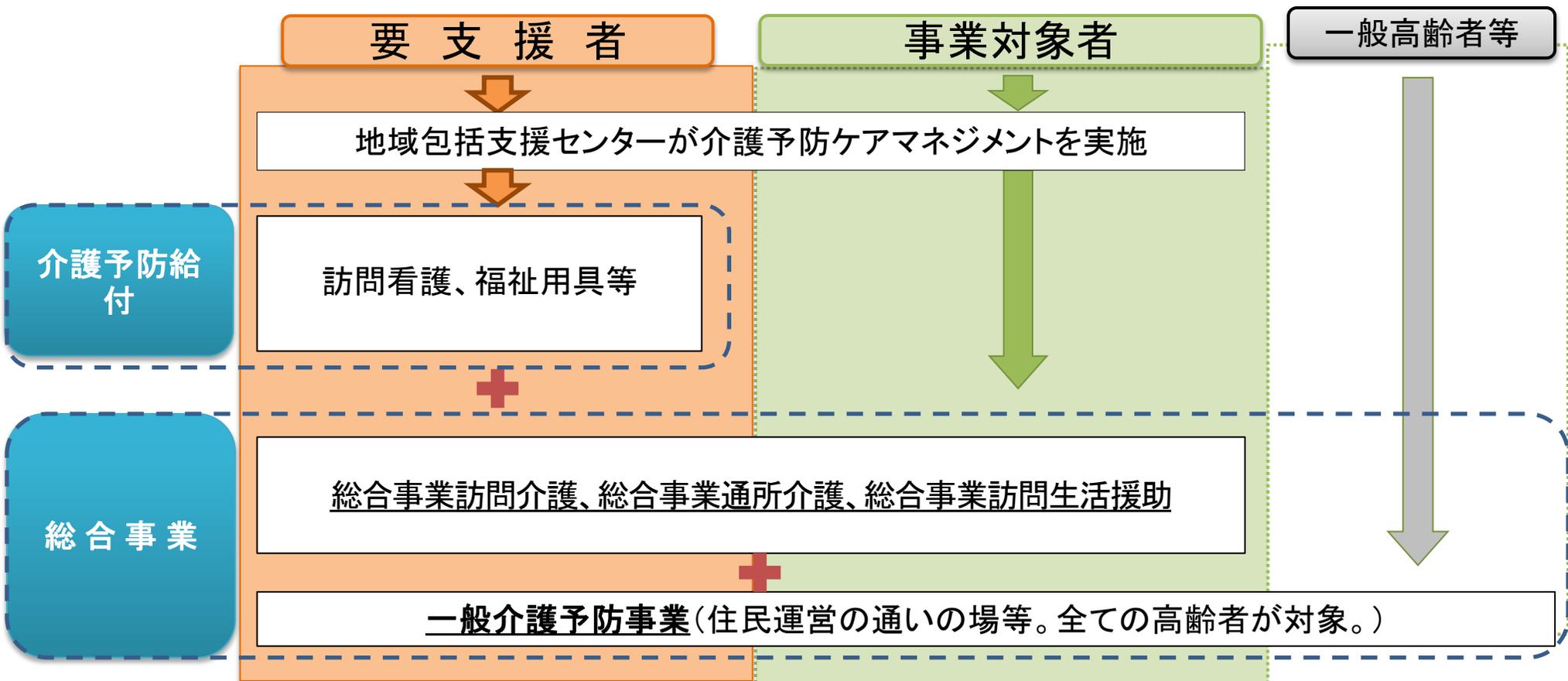
認定区分	認定日 (更新日)	提供 サービス	平成29年				
			3月	4月	5月	6月	7月
新規	H29.4.1	訪問介護 通所介護		総合事業	—————▶		
	H29.5.1	訪問介護 通所介護			総合事業	—————▶	
更新	H29.4.1	訪問介護 通所介護	予防給付	総合事業	—————▶		
	H29.5.1	訪問介護 通所介護	予防給付	-----▶	総合事業	—————▶	
	H29.6.1	訪問介護 通所介護	予防給付	-----▶		総合事業	—————▶

※ 全ての利用者が平成29年度中に総合事業訪問介護、総合事業通所介護に移行し、介護予防訪問介護、介護予防通所介護は平成30年3月末で廃止となります。

※ 要支援者は総合事業に移行後も、総合事業のサービスに加え、予防給付のサービス（福祉用具貸与や通所リハビリテーション等）を利用し続けることができます。

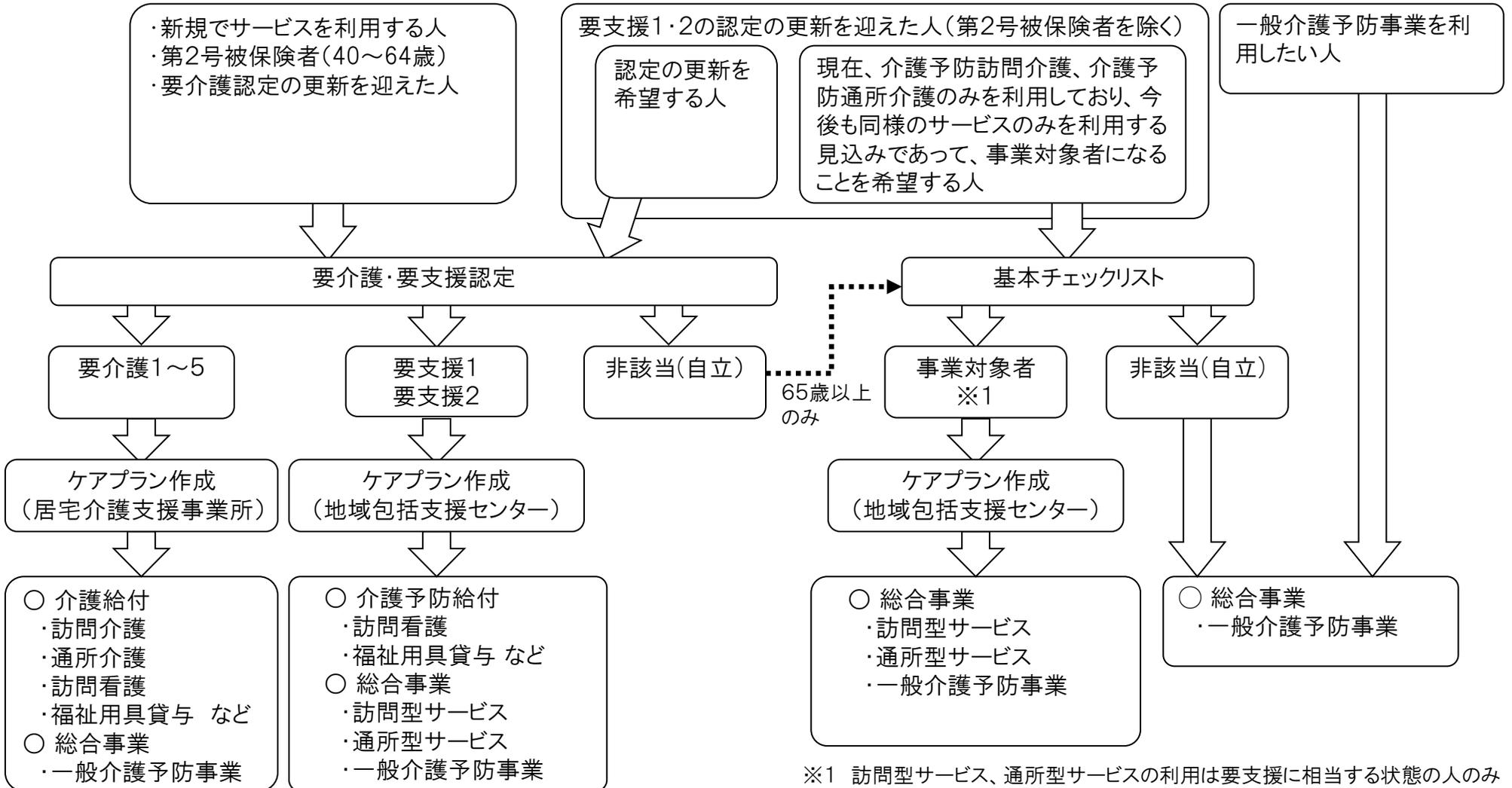
(2) 総合事業のサービスを利用できる人

総合事業のサービスは、「要支援者」、「事業対象者」の両方が利用できます。



(3) 総合事業の利用までの流れ

本市では、新規にサービスを利用する方には、原則、要支援認定を受けていただきます。



※1 訪問型サービス、通所型サービスの利用は要支援に相当する状態の人のみ

(4) 運営の基準

現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当する事業である、「総合事業訪問介護」、「総合事業通所介護」の人員、設備、運営の基準は、「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」と同様です。

- 「総合事業訪問介護」、「総合事業通所介護」の運営基準は、「姫路市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱」により規定しています。
- 要綱は、地域包括支援課のホームページ（介護予防・日常生活支援総合事業について）に掲載しています。
- 運営基準の詳細は、国の「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）に準じます。

(5) サービスの報酬単価

「総合事業訪問介護」、「総合事業通所介護」の基本報酬及び加算、減算は、要支援者にサービスを提供する場合も、事業対象者にサービスを提供する場合も、これまでの「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」と同水準です。

- 日割り算定の事由や、総合事業通所介護について要支援2の「週1回程度利用」区分を新たに設定すること等、一部変更点があります。

※ 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（厚生労働省事務連絡）

I 介護報酬改定関係の資料9

又は

姫路市介護予防・日常生活支援総合事業について（平成29年3月21日姫路市地域包括支援課長通知）

- 報酬の基準は「姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」において規定しています。
- 要綱及びサービスコード表は、地域包括支援課のホームページ（介護予防・日常生活支援総合事業について）に掲載しています。

○ 通所介護における、要支援2、事業対象者の報酬請求について

要支援2、事業対象者の報酬請求において、「週1回程度利用」と「週2回程度利用」のどちらで報酬請求を行うかは、ケアプラン上の位置付けによります。（利用実績ではありません。）

○ 日割り請求について

介護予防訪問介護、介護予防通所介護の日割りの事由に加え、新たに「利用者との契約開始」・「利用者との契約解除」や、「介護予防訪問介護の契約解除（月額報酬対象サービスが総合事業訪問介護の場合）」・「介護予防通所介護の契約解除（月額報酬対象サービスが総合事業通所介護の場合）」等が日割り請求の事由に加えられました。

今後、介護報酬の請求において契約日や契約解除日が大切になりますので、契約を締結する際にはご注意ください。

○ 日割り算定の事由

サービス	月途中の事由	起算日 (※2)
総合事業 訪問介護 総合事業 通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分変更 (要支援 1 ⇔ 要支援 2) ・ <u>区分変更 (事業対象者→要支援)</u> 	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分変更 (要介護→要支援) ・ サービス事業所の変更 (同一サービス種類のみ) (※1) ・ 事業開始 (指定有効期間開始) ・ 事業所指定効力停止の解除 	契約日
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用者との契約開始</u> 	契約日
	開始 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>介護予防訪問介護の契約解除 (月額報酬対象サービスが総合事業訪問介護の場合)</u> ・ <u>介護予防通所介護の契約解除 (月額報酬対象サービスが総合事業通所介護の場合)</u> 	契約解除日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退去 (※1) 	退去日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除 (※1) 	契約解除日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所 (※1) 	退所日の翌日

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合については、その前日となる。

※3 公費適用、生保単独による日割算定は他の月額報酬対象サービスと共通

○ 日割り算定の事由（つづき）

サービス	月途中の事由	起算日（※2）
総合事業 訪問介護 総合事業 通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分変更（要支援1 ⇄ 要支援2） ・ <u>区分変更（事業対象者→要支援）</u> 	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>区分変更（事業対象者→要介護）</u> ・ 区分変更（要支援→要介護） ・ サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・ 事業廃止（指定有効期間満了） ・ 事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用者との契約解除</u> 	契約解除日
	終了 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>介護予防訪問介護の契約開始（月額報酬対象サービスが総合事業訪問介護の場合）</u> ・ <u>介護予防通所介護の契約開始（月額報酬対象サービスが総合事業通所介護の場合）</u> 	サービス提供日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1） 	入居日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1） 	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1） 	入所日の前日

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合については、その前日となる。

※3 公費適用、生保単独による日割算定は他の月額報酬対象サービスと共通

(6) 給付管理・報酬請求について

○ 審査支払業務

現行の介護予防給付と同様、総合事業のサービス利用についても給付管理が必要。審査支払業務は国保連合会が行う。

〈国保連合会の審査支払対象サービス〉

- ① 訪問型サービス（現行相当サービス、基準緩和型サービス）
- ② 通所型サービス（現行相当サービス）
- ③ 介護予防ケアマネジメント

○ 総合事業のサービス種類コードと請求帳票

総合事業のサービス種類コードは介護予防給付と異なるため、請求時は注意

サービス種類		コード	請求帳票	
訪問型サービス	総合事業訪問介護	みなし指定あり	様式第一の二 様式第二の三	
		新規指定（みなし指定なし）		
	総合事業訪問生活援助	A3		
通所型サービス	総合事業通所介護	みなし指定あり		様式第一の二 様式第七の三
		新規指定（みなし指定なし）		
介護予防ケアマネジメント		AF		

(7) 介護予防ケアマネジメントについて

- 総合事業のサービスはケアプランに基づき利用します。
ケアプランは介護予防支援により作成する場合と、介護予防ケアマネジメントにより作成する場合があります。
- 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントは、サービスの名前は異なりますが、実質的に中身は同じです。どちらも地域包括支援センターが作成します。（居宅介護支援事業所への一部委託も可能）
- 要支援者又は事業対象者が総合事業のサービスのみを利用する場合は、介護予防ケアマネジメントによりケアプランを作成します。
- 要支援者が予防給付と総合事業のサービスを両方利用する場合は、介護予防支援によりケアプランを作成します。

利用するサービスとケアマネジメントの関係

	要支援者			事業対象者
	介護予防給付のみ 利用	介護予防給付と 総合事業を利用	総合事業のみ利用	
介護予防ケアマネジメント	×	×	○	○
介護予防支援	○	○	×	×

○ 要支援者の場合、月のうち1日でも介護予防給付を利用した場合は介護予防支援費、全く予防給付を利用しなかった場合は介護予防ケアマネジメント費を請求します。（計画ではなく、サービスの利用実績の有無で判断します。）

※ マネジメントの種類が介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に変わったり、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変わっても、「居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の再提出は必要ありません。

(8) 事業所指定について

- 総合事業では、事業所指定は市町ごとに行います。姫路市の被保険者にサービスを提供する場合は、姫路市の指定が必要です。

特に他市町に所在する事業所のサービスを利用する場合は、姫路市の指定があるかどうかの確認が必要です。

- 平成27年3月末時点における介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定事業者は、原則、全ての市町村において、それぞれ現行相当の訪問介護又は現行相当の通所介護の指定事業者の指定を受けたものとみなされています。（みなし指定）
- みなし指定の有効期限は平成30年3月末で終了するため、引き続きサービスを提供するためには更新手続きが必要です。

更新手続きについては、時期が来ましたら改めてお知らせいたします。

(9) 総合事業訪問生活援助について（緩和した基準による訪問型サービス）

- 総合事業訪問生活援助の実施事業者について、公募の結果、表のとおり決定しました。
- 今後、各事業者において従事者の養成研修を開始していただく予定です。
- 実際のサービスの提供開始は事業所毎に異なりますが、9月末までには全ての事業者で事業を開始していただく予定としています。

サービス提供範囲	法人名
姫路市（家島町を除く）	社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会
姫路市（香寺町、夢前町、安富町、家島町を除く）	姫路医療生活協同組合
姫路市（香寺町、夢前町、安富町、家島町を除く）	株式会社 あっぴる
姫路市家島町	株式会社 デコ・フォルテ

※ 区分ごとに応募のあった順で記載しています。